

令和5年度（第4回）糸田町地域公共交通協議会

■開催日時・場所

日 時：令和6年1月12日（金） 14：00～15：38

場 所：住民センター2階 第2・第3研修室

■地域公共交通協議会名簿

	所属	役職	氏名	備考
(1)糸田町長又はその指名するもの	土木課	課長	加治 昭生	
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者	田川構内自動車(株)	総務部長	長井 智章	
	西鉄バス筑豊(株)田川支社	支社長	青木 明生	欠席
(3)鉄道事業者	平成筑豊鉄道(株)	代表取締役社長	河合 賢一	
(4)住民又は利用者代表	糸田町行政区町会	会長	梶田 哲也	
	PTA	会長	春本 文有子	
	老人クラブ連合会	会長	有光 俊則	
	交通安全協会糸田支部	支部長	廣末 豊子	
(5)九州運輸局福岡市局長又はその指名するもの	九州運輸局福岡運輸支局	支局長	傳 勝博	代理： 辻 美貴善
(6)一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	福岡県バス協会	事務理事	中川原 達也	
	福岡県筑豊地区タクシー協会	会長	嘉久 礼子	
(7)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	福岡県交通運輸産業労働組合協議会 (西鉄グループバス労働組合)	副執行委員長	熊本 正志	欠席
(8)学識経験者	福岡県立大学	准教授	寺島 正博	
(9)町内の道路管理者又はその指名するもの	福岡県田川県土整備事務所 用地課	管理係長	磯田 靖彦	
(10)福岡県田川警察署の代表者又はその指名するもの	田川警察署 交通課交通総務課係	係長	田中 一実	
(11)糸田町商工会の代表者又はその指名するもの	糸田町商工会	会長	田代 裕	
(12)糸田町社会福祉協議会の代表者又はその指名するもの	社会福祉協議会	会長	石川 謙一	
事務局	地域振興課	課長	木村 成伸	
	地域振興課	課長補佐	松岡 俊輔	
	地域振興課	係長	上野 恵美	

1. 開会

2. 町長挨拶

令和5年10月から行っている無償での実証運行では、多くの住民から好評を得ているが、中でもいろいろなご意見をいただいている。住民サービスは当然だが、それ以外にも平成筑豊鉄道をはじめとした公共交通の利用促進や既存事業者の民業圧迫、事業継続性の観点からの利用者負担についても考慮が必要である。国ではライドシェアの議論も進んでおり、総合的な判断によるより良い公共交通の検討が重要となる。

いっとこカーは令和6年4月から有償運行が開始する。町外停留所の検討やサービス提供レベルなどの根本的な課題整理が必要となる。糸田町公共交通のより良い方向性を目指し、忌憚ないご意見をいただければ幸いである。

3. 議事

(1) 任期満了に伴う委員への委嘱状交付

(2) 会長・副会長選出

糸田町地域公共交通会議設置要綱に基づき、下記のとおり選出。

【会長】河合 賢一 委員 【副会長】寺島 正博 委員

(3) 第3回糸田町地域公共交通会議の書面決議結果について

事務局より書面決議結果を報告。委員各位からの質疑なし。

(4) 第1期実証運行の運行状況について

・乗車予定時刻から遅れが生じている理由について

→乗車時間に利用者が乗車場所へ出ていない、直前で割り込み予約が入るなどのケースがある。

町内の狭い路地での周回や乗車場所の認識誤りといったドライバー側の問題も当初はあったが、最近では減ってきている。

・予約受付可能時間について

→現状は、空きがあれば利用直前の予約も可能となっており、行き先が同方向であれば直前に予約が入る可能性が高い。その結果、後ろの利用者の時間が多少前後する。

(5) 各種調査結果について

・今後の車両の必要台数について

→満員で予約できなかった件数などは、今回の調査結果からは見えてこない。

今後の必要な車両台数を示せる指標がないかを見ていきたい。

・交通計画での目標値（55人／日）について

→この目標値は現在の1台体制でも運行可能ではあると考えているが、実際に1日に40人の利用があった日は、運転手の休憩時間はほぼなかったようである。

今後、町外にも行く可能性を考慮すると、車両を2台準備して実証運行する必要がある。

車両増台の手続きが必要となった場合、本交通会議でも議論することになる。（事務局）

→55人／日という目標値は、かなりハードルが高いと感じる。（委員）

・目標値達成の具体的な方策について

→利用者からも「使い方がよく分からない」という意見があるため、高齢者には登録方法を教えるなどの情報周知が必要だと考えている。

・利用状況から「いっとこカー＝町外利用」「福祉バス＝町内利用」と見えるが、意図したものか。

→いっとこカーは町内利用をメインと考えている。

(6) 第2期実証運行（有償）に向けた準備について

●田川市への停留所追加に関して田川市と協議することについて、本会議で了承

・町外運行（田川市への停留所の追加）について

→田川市への停留所追加については、期限と利用人数の基準を設けて検証した方が良い。

（運行事業者）

→他自治体の会議で域外運行の有無に関する議題が上がったことがある。住民意見の中で、

「高齢者にとって域外運行はありがたいが、未来の子どものために鉄道は残さないといけない。

そのため、域外運行は制限するべき」という話があった。（運輸支局）

→まずは田川市コミュニティバス、平成筑豊鉄道、西鉄バスとの連携を図ってほしい。

MaaSの考え方のもと、他公共交通との接続、乗り継ぎしやすさなどの検討を願いたい。

（県オブザーバ）

→田川市コミュニティバスのバス停と同じ場所にいっとこカー停留所を設ける場合、

道路交通法第44条の手続きが必要。（警察署）

●上記を踏まえ、田川市への停留所追加に関して田川市と協議することにつき、会議の了承を得た。

(7) 筑豊（特急）福岡線の一部区間廃止について

●本会議の結論として、「廃止ではなく減便を要望」とする。

・減便案は2つあるが、減便後に残る便数が多い方の案で要望することとする。

・大前提として、廃止または減便を決定するのは事業者である西鉄バスとなる。

<閉会>